



特定商取引法の改正の概要

令和4年6月10日
弁護士 佐藤 諒一
sato_r@clo.gr.jp

第1 はじめに

令和4年6月1日より、改正特定商取引法が施行されております。当該改正法では、通信販売の広告規制の強化や、「特定申込み」制度の創設など、重要な改正点が生じています。

そこで、簡単ではございますが、改正特定商取引法のうち、令和4年6月1日から施行の部分について、企業のご担当者様にとって重要と思われる事項の概要をご紹介します。

第2 改正の概要

1 クーリング・オフ通知の電子化

これまでクーリング・オフの通知については、書面により行う必要があると規定されていたところ、令和4年6月1日以降は電磁的方法による通知が認められることとなりました（改正法第9条第1項等）。当該改正に関する留意点については、特定商取引法ガイドのQ&A¹をご参照ください。

2 通販の「詐欺的な定期購入商法」対策

(1) 広告表示規制の拡大

改正法では、通信販売の広告について、商品若しくは特定権利の売買契約又は役務提供契約に係る申込みの期間に関する定めがある時は、その旨及びその内容を明示する義務が生じました（改正法第11条第4号）。具体的には期間限定販売のような場合が規制の対象となります。

さらに、これまで申込みの解除・撤回についての広告表示義務の対象として役務提供契約が含まれていなかったところ、改正法は役務提供契約についても同様の規制が及ぶことになりました（同5号）。

以上の規制は、定期購入に限定されず、通信販売一般が対象となることに注意

¹ <https://www.no-trouble.caa.go.jp/qa/coolingoff.html>

が必要です。

加えて、改正前では、特定商取引法施行規則第8条第7号が、「商品の売買」の定期購入について、その旨及び金額、契約期間その他の販売条件を広告に表示する義務を課していました。この適用対象について、「商品の売買」との限定がなくなったことから、いわゆるサブスクリプションサービス全般も含まれることになりました（改正法第11条第6号、改正規則第8条第7号）。

なお、特定申込みにおける広告表示規制は以下でご紹介する通りです。

(2) 「特定申込み」の創設

改正法では、新たに「特定申込み」の規制が設けられることとなりました。

まず、売買契約等の申込みの際して、申込用はがきを使用するような場合や、インターネット上で最終確認画面をもって申込みをするなど、事業者が定める様式等に基づいて申込みが行われるものが「特定申込み」と定義されました（改正法第12条の6第1項）。

そして、「特定申込み」については、申込み書面や画面上において、商品等の分量に加えて対価等、法第11条各号の事項を表示する義務が生じました（改正法第12条の6第1項第1号、2号）。また、申込み内容について誤認させるような表示を禁止する規定が置かれ、（改正法第12条の6第2項）、当該義務違反について、罰則が設けられています（改正法第72条第1項第4号）。さらに、事業者が、表示規制につき、不実の表示をしたような場合などに、消費者が誤認して申込みをした際には、当該意思表示について取消権が認められることになっています（改正法第15条の4）。

表示方法についてはガイドライン²が作成されていますので、併せてご参照ください。

(3) その他の改正

上記のほか、通信販売について申込みの撤回又は解除を妨げることを防止するために、撤回や解除に関する事項等について不実の告知を禁止する規定が設けられました（改正法第13条の2）。

また、適格消費者団体の差止請求の対象も、特定申込みにおける誤認表示が含まれるなど、拡充が図られています（改正法第58条の19）。

第3 終わりに

² 消費者庁「通信販売の申込み段階における表示についてのガイドライン」

(https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_transaction/specified_commercial_transactions/assets/consumer_transaction_cms202_220209_07.pdf)

特定商取引法の改正の概要についてご紹介いたしました。ご紹介した内容については、全ての改正点を網羅しているものではないことにご留意ください。また、改正法との関係で必要な対応の詳細については、改正法に関する消費者庁のホームページ³を併せてご参照いただきますよう、お願いいたします。

以上

当事務所では、主として名刺交換をさせていただいた方を対象とし、有用な法律情報等をお知らせすべく定期的にメールマガジンを発行させていただいております。また、バックナンバーは[こちら](#)に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本稿は一般的な情報を提供するもので、リーガルアドバイスを目的とするものではありません。本稿記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所の見解ではありません。個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要がございます。お問い合わせ等ございましたら、執筆担当者までご遠慮なくご連絡くださいますよう、お願いいたします。

【配信停止・お問い合わせについて】

今後、本メールマガジンの配信又は配信停止をご希望の方、メールアドレスの変更その他お問い合わせがございましたら、大変お手数ではございますが、下記メールアドレスまでご連絡ください。

(clo_mlstop@clo.gr.jp)

³ https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_transaction/amendment/2021/